五島市監査委員公表第10号

令和元年度定期監査(後期)の結果に基づく措置について、五島市農業委員会会長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により公表する。

令和2年4月10日

五島市監査委員 橋 本 平 馬 五島市監査委員 神之浦 伊佐男

1五農委第1519号 令和2年3月31日

五島市監査委員 橋 本 平 馬 様 五島市監査委員 神之浦 伊佐男 様

五島市農業委員会会長 山田 勝久

令和元年度定期監査(後期)の結果に係る措置について

このことにつきまして、地方自治法第199条第12項の規定により、措置 を講じましたので別紙のとおり通知いたします。

(1) 収入に関する事務について(調定事務)

<指摘事項>

ア 国県の補助金及び委託金において、調定の起票が遅れているものが見受けられた。調定の時期は、原則として補助金は交付決定の通知があった日、委託金は契約締結日であるから、五島市財務規則(平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。)第21条第1項の規定に基づき、適切な調定事務を行われたい。

【講じた措置】

補助事業担当者は交付決定通知書の供覧時に調定伝票の決裁を受けることとしました。

(2) 支出に関する事務について (謝礼金)

<指摘事項>

イ 謝礼金の支出において、金額の決定に係る起案文書が作成されていないもの、金額の根拠が明らかでないもの、総務企画部財政課に合議されていないものが見受けられた。公金を支出する上での金額決定において客観性や妥当性の適切な判断ができないものとなっているので、起案文書に謝礼金の算出根拠等を明示して決裁を受けるべきである。

【講じた措置】

起案文書に謝礼金の算出根拠を明示し、財政課と総務課に合議し決裁を受けました。